

「監査法人のガバナンス・コード」への対応を聴く

新創監査法人

監査実施の責任者：柳澤 義一(統括代表社員)

品質管理の責任者：相川 高志(代表社員)

聴き手：町田 祥弘(青山学院大学大学院教授)

1. コードを採用しない理由

町田 2017年3月に「監査法人のガバナンス・コード」(以下、コード)が公表されました。7月6日現在、金融庁のホームページによりますと、13の監査法人が適用を表明していますが、新創監査法人(以下、新創)はそこには含まれておりません。そこで、新創がコードを適用しない理由についてお聞かせいただけますか。

相川 コードは社員が数百人、またスタッフも数千人規模という大規模監査法人を想定したものであると理解しています。数千人規模の監査法人と数十人の監査法人を比較した場合、それぞれ在るべき経営体制というのは大きく異なると考えています。

新創は、現在パートナーが9名で、総勢50名という規模ですので、いわゆる公認会計士法が想定している無限連帯責任によるパートナーシップ、それが実現できていると考えているので、コードの採用は必要ないと判断しました。我々の規模ですと、内部はもちろん、クライアントに対しても十分に目が届きます。この特徴を生かして我々に合った最適な経営体制をとっていますので、コードの適用はなくとも、十分に質の高い監査を行う体制ができていると考えています。

町田 現在コードを適用している監査法人には中小法人もあります。確かにコードを適用しなくとも質の高い監査は実現できるかもしれませんが、適用を表明した方がたとえば、現在の被監査会社や、これから新創に依頼をしようという方々にはわかりやすいという側面もあるかもしれませんよね。適用対象として想定されているのは大規模監査法人かもしれませんが、コードの理念に違和感などがなければ適用してもよかったのではないですか。

相川 コードの趣旨からすれば我々のような監査法人はむしろ適用すべきではないと考えております。ただし、我々はコードを適用してはおりませんが、対外的なわかりやすさという観点では、ホームページに、「ガバナンスに関する取組み」という形で掲載しております(編注：<http://www.shinsoh.co.jp/business/governance.html>)。これは、基本的にはコードに沿った内容で我々がどういったガバナンス体制かという点を説明しているものです。新規のクライアントを含め、我々のガバナンス体制や、監査法人としての特徴を丁寧に説明しております。

2. 監査の品質に関する取り組み

町田 ホームページの説明は私も拝見しました。新創監査法人の取り組みがコードに照応している形で公表されていますね。そこで改めて伺いたいのですが、新創では監査の品質について、いかなる方針や手続で取り組んでおられますか。

相川 監査の品質について大切なのは、個々人が職業専門家としての自覚をしっかりと持って監査をすることだと思います。また、各クライアントに応じたきめ細かい監査を組織的に実施していくこと、この2点が特に重要だと考えております。これを実現するためには、パートナーとその他の構成員が円滑なコミュニケーションを図り、職業専門家としての自覚をしっかりと持つことが大事だと考えています。

具体的には、我々は9名のパートナーが必ず担当を持っていて、例えば国際、IFRS、品質管理といった担当を持っているのですが、監査法人としての運営にあたっては、各担当の専決ではなく、必ず多くのパートナーやスタッフが議論に加わって、議論を尽くした上で決めていくという体制をとっております。その9名のパートナーを中心に、マネジャーやそのほかのスタッフも積極的に議論に加わってもらい、みんなで決めようというスタンスです。

監査の品質に関しても、監査のマニュアルは私が中心になって作っておりますが、各スタッフが漫然と使用するのではなく、改善点についてみんなで議論をした上でより良いものに変えていこうという形で運用しているのが、我々の品質に関する取り組みの一つの形です。

町田 今伺った取り組みの内容や結果を記載した文書を公表するとか、コードにいう「透明性報告書」として作成するといったことは考えておられますか。



相川高志氏

相川 現段階では考えておりませんが、世の中の動向も見ながら、その時々で適切に対応していきたいと思います。

3. コードで監査の現場は変わるか

町田 新創として、あるいは日本の監査法人全体を考えたときに、監査の現場で、コードによって何か明確に変わることはあるのでしょうか。

柳澤 まず、新創に限って言えば、変わることはなく、むしろ、変わることは変だと思っています。これまで適正規模を維持しながら、自分たちなりの特徴ある品質管理というものを行ってきました。高い水準での品質の確保についてはプライドがありますから、コードが入ったから現場が変わるというのは本末転倒だと考えています。我が国全体を考えたときも同じことで、コードがきっかけでガラリと変わるようでは今までは何だったのかということになります。

一方で、監査法人全体がひとつになって監査に取り組むという自覚をトップが持つことには意味があると思います。そのように監査法人の風土や、監査に対する目線を変えていくことは、コードの導入のメリットだと思います。反面、コードが一つのルールようになってしまい、法人全体がそのルールに則って動けばいいんだということで、現場の個々人の会計士が考えることがますます減っていつてしまうことになら

ないか、という懸念もあります。

町田 コードが出た当日、公認会計士・監査審査会(CPAAOB)が「監査法人のガバナンス・コードの公表を受けて」というものを公表して、「これからの検査に活用していく」という姿勢を示しました。この点については、いかがですか。

柳澤 その点については違和感があります。あえて規則化、ルール化しないでコードというソフトローとし、コンプライ・オア・エクスプレインという原則にした趣旨が、あれによって結局は従えということかなと感じられ、少し残念に思いました。

例えば、コード公表後1年経過したあたりで、その運用結果を見た上でCPAAOBが「検査に活かす」ということだったら理解できますが、コードの公表と同じタイミングでこのようなコメントを発するというのはどうなのでしょう。コードは、ある種のマナーだとも思うのですが、結局、コードが、事実上の従うべき新たな規則になってしまうようですと非常に残念です。

4. 監査規制の強化と現場の変化

町田 東芝事件等を受けて、最近、監査規制の強化という流れがあると思いますが、監査の現場での対応には何か変わった点はありますか。新創の場合と、監査業界全体を俯瞰した場合の両方の見解をお伺いします。

柳澤 新創に関しては、変わっていないと思います。法人として、積極的に営業をかけてクライアントを増やすようなこともしておりませんからね。あくまでも信頼できる関係におけるクライアントだけを大事に、大切に守っていくというのがポリシーですから。

ただ、業界全体としては、監査現場は確実に変わってきています。私も逆に、監査役として大手法人の監査を受ける立場も経験しています



柳澤義一氏

ので。

町田 監査役の立場からはいかがですか。

柳澤 明らかに監査法人からの説明の量が増えましたよね。ただ、その説明が残念ながら杓子定規だったりして、経営者からすると「そんなことをいくら言われても、うちには関係ないですよ」という雰囲気醸し出されたりもします。現場で判断できず、品質管理の本部に判断を委ねるケースも多いですしね。クライアント対応が、やけに形式的で、監査現場が少し浮き足立っている感があります。

町田 説明が増えたというのは「監査報告書の透明化」に向けての準備等もあるような気がするのですが、それとは違いますか。

柳澤 確かに説明しようという姿勢はうかがえますが、まだまだ形式的ですね。今後、例えば、KAM(「監査報告書の透明化」)が導入されればされるほど信頼関係なり、お互いの距離感というものをよい意味で縮めていかなきゃいけないと思うのですね。人となりを見ないで、形式論で、ルールだけの説明が多い点は残念に思いますね。

町田 距離感といいますと、よく指摘される点として、監査の現場と品質管理部門との関係の問題がありますね。判断事項は一切が品質管理マターで、現場では一切判断できない、又は現場の間人は被監査会社に説明できる「言葉」を持たない。これは今の監査の大きな問題のよう

な気がするのですけれども、そうした点について、いかなる改善策があるとお考えですか。

柳澤 国際標準の実務指針に従う今の監査制度の中では難しいですね。ひとつ言えることは、監査法人が肥大化しすぎているということです。現場で完結することが法の求めている公認会計士制度だと私は思いますし、まさに一身専属性を持っている我々としては、現場の判断が最終結論でなきゃいけないはずなので、それをモニタリングするのがある種、審査であり、品管だと私は思っています。

5. 監査品質への取り組みの特徴や強み

町田 最後になりますが、新創における監査の品質への取り組みについて、特徴的な点、「強み」と言える点を教えてください。

相川 我々の特徴としては、パートナーが積極的に現場に出て、一定の距離で業務を行っていること、これが最大の特徴であり、強みになっていると思っています。なぜそれが強みになるかと申しますと、現場にパートナーが常駐することによって、その現場のコントロールはもちろん、クライアントとのコミュニケーションも十分に図れることになりまして、様々な相談事項や問題点もいち早く検討できます。それが我々の強みであるとともに、質の高い監査業務の実施にもつながっていると考えております。

町田 被監査会社と監査法人との距離がとても近いということですか。

相川 そうですね。この規模ですので組織自体がフラットに近いですし、クライアントとの距離も近い。そのため先ほどの話題のように、だんだん現場とクライアントとの距離が遠くなって判断も遅くなるというようなことはありません。現場に近いことで、より正確に、より迅速に意思決定もできます。この適切な近さが我々



相川氏、柳澤氏

の最大の強みになっているのではないかと考えています。

町田 柳澤先生にもお伺いします。監査の現場で被監査会社と直接対峙する立場でのご意見を伺いたいのですけれども、新創における監査の品質の特徴や強みは何ですか。

柳澤 監査の現場に関しては、クライアントとのコミュニケーションの前に、まず、クライアントの選別ですよ。新創とマッチングするクライアントをきちんと選別する目だと思います。

町田 それは、被監査会社の規模や業容だけではなく、依頼の引き受けに当たって選別をするということでしょうか。

柳澤 規模や業容だけではなく、社長の方針や姿勢、我々との距離感も含めてです。ですから、うちの監査現場は経営者ときわめて近いです。一部上場企業の社長が監査現場に来るところもありますよ。社長と監査現場が近く、そのような体制がとれるクライアントをちゃんと目利きして契約するというのが一つの強みですし、もうちょっと広い視点から言えば、そこは大規模監査法人との一つの棲み分け論かもしれません。新創の目線に合った企業にきちんとコミットしていくことが我々の特徴だと思います。

(7月6日収録)